

2025向け
那覇本校公務員講座
生クラス

憲 法

板書⑧

P272 (5) 独立行政委員会の合憲性

(問題の所在)

65条 「行政権は内閣に属す」



独立行政委員会が 内閣から
独立して行政権を行使す



よって行政権が内閣に属している
ことと対り65条に反するのであれば、か
すはならず
独立行政委員会の合憲性が問題と
なる

テーブルコード

--	--	--

P281 (6) ①命令・政令

命令 = 行政機関が制定する法的ルール

政令 = 内閣が制定

省令 = 各省大臣が制定

府令 = 内閣総理大臣が制定

→ 3つの中で政令が一番強い効力を有する

テープコード

--	--	--

p281 ② 制定された命令

(a) 執行命令

法律



命令

ある事項について内容は全て法律で定め、その法律を実施するための細目的事項 (ex いつから実施するか、どこが担当するか etc) を命令で定める

→ この場合の命令を執行命令という

(b) 委任命令

法律



命令

法律自らが「～の内容は命令で定める」として内容について命令で定めることを認める (法律の内容を補充)

→ この場合の命令を委任命令という

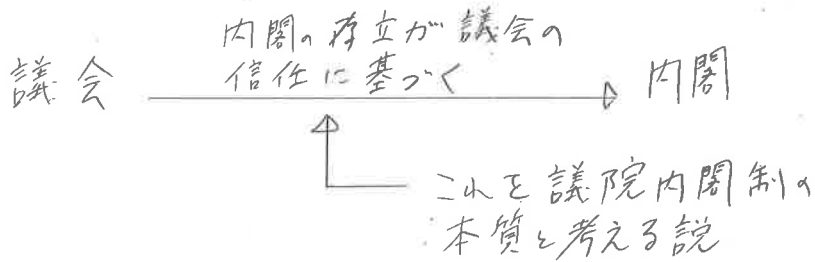
テーブルコード

--	--	--

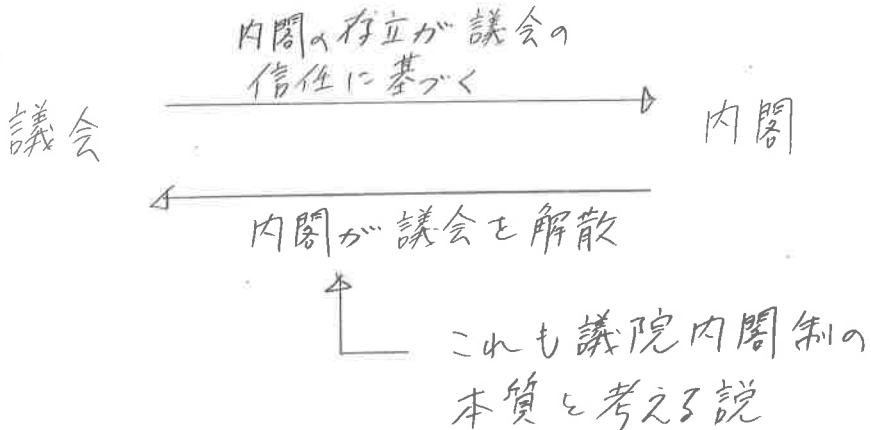
p286 (2) 議院内閣制の本質

→ 議会と内閣の関係をどう考えたかで説が分かれた

① 責任本質説



② 均衡本質説



テープコード

--	--	--

→ 内閣の存立には議会の信任が必要
という点では議会が上
他方
内閣が議会を解散できるという点で
は内閣が上
打ち合わせ両者は対等であり均衡が
図られている

☆ 両説の違いは内閣の有する議会解散権
を議院内閣制の本質的要素と考えるかど
うかという点にある

テープコード

--	--	--

P290 ③ 実質的解散権の所在

→ 誰が衆議院の解散権を保持かの問題

天皇が有するのは形式的解散権

||

誰かが決めた解散を内閣の助言と承認により実行する

∴ 天皇には政治に関する実質的
権能は一切ないから



では誰が実質的に決定する権能を
有していると考えるかで大きく2つの説に
分かれる

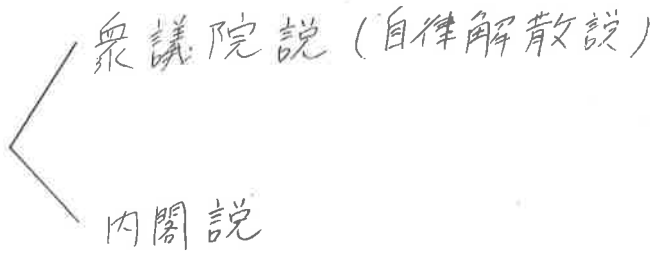
→ 衆議院自らが決定する権能を有する
と考える説 = 衆議院説 (自律解散説)

VS

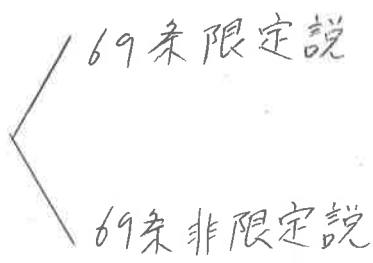
→ 内閣が決定する権能を有すると考える
説 = 内閣説

テープコード

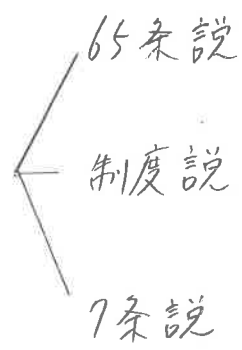
--	--	--



内閣説は、内閣が決定するとしてそれは69条の場合に限られると考えるかどうかで説がさらに分かれる



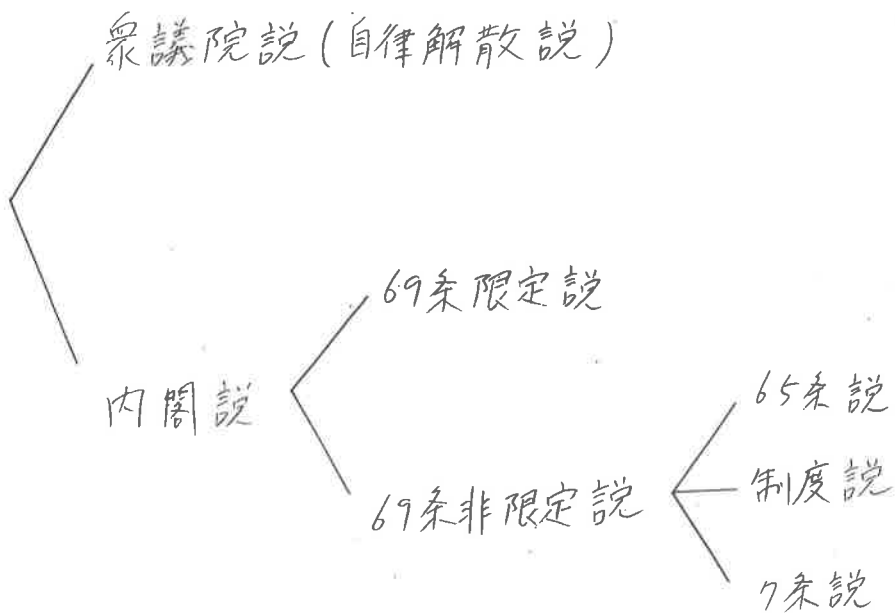
69条非限定説は、では何を根拠にするかでさらに説が分かれる



テープコード

--	--	--

★ 学説のまとめ



テープコード

--	--	--

p290 (2) ② 7条説 (通説、先例)

憲法上 7条3号により天皇が衆議院を解散
するとされる

しかし天皇には国政に関する行為を行う権
能は一切認められない

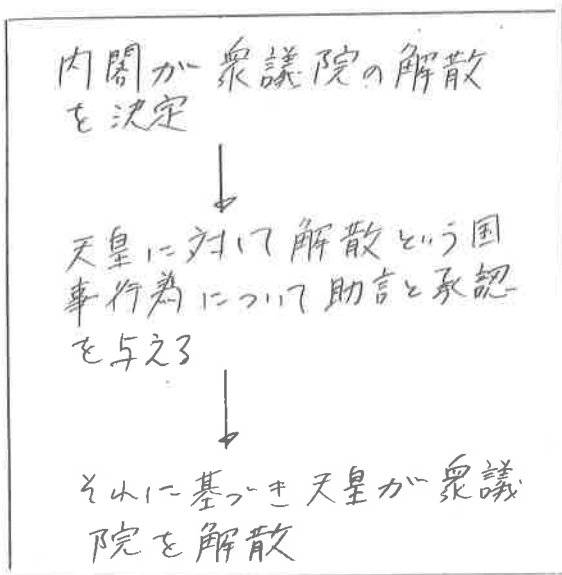
天皇は形式的に解散するのみであり、実質的
に解散を決定する者が他に在るはず



天皇の衆議院解散は国事行為であり国事
行為には内閣の助言と承認が必要

とすれば、助言と承認の前提として内閣が実
質的に解散を決定していると考えらるべき

つまり



と考える

テープコード

--	--	--

p294 ② (1) 意味

司法権 = 具体的な争訟について法を適用し宣言する

↳ ことによりこれを裁定する国家作用
 ↳ 「法律上の争訟」ともいう
 ↳ 2つから成り立っている

① 当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であり

② 法令の適用により終局的に解決できるもの

→ 簡単にいうと

法令の適用により解決できる紛争



よって

司法権 = 法令の適用により解決できる紛争について実際に法令を適用して解決していく作用

テーブルコード

--	--	--

※ ① 「当事者間の具体的な権利義務¹または法律関係²の存否に関する紛争」について



2つのことをいっている

→ 「当事者間の具体的な権利義務の存否に関する紛争」

ex ・ 民法上の貸金返還請求権の存否に関する紛争

・ 民法上の代金支払義務の存否に関する紛争

→ 「当事者間の具体的な法律関係の存否に関する紛争」

ex ・ ある団体の代表者の地位にあるかないかをめぐりの紛争

・ ある犯罪について有罪か無罪かについての争い

テープコード

--	--	--

C+. 司法審査が及ばない

||

裁判できない

→他に

「司法審査の対象とならない」

「裁判所の審査権が及ばない」

「司法権が及ばない」

と表現されることもある

テーブルコード

--	--	--

P295 ② ※ 板垣たけし事件

板垣たけしから本物だと思ったから寄付した
偽物だとお金を返して欲しい

||

民法上の金銭返還請求権を主張
宗教団体側は否定



民法上の権利の有無をめぐる紛争
おと見「法律上の争訟」にあたりそう



しかし 板垣たけしから本物か偽物かを
判断するためにはその宗教団体の
宗教上の教義に関する判断が必要



法律では判断できない



おと 裁判所が法律を用いて終局的に
は解決できない

||

テープコード

--	--	--

法律上の争訟の要件②を欠くから
法律上の争訟ではない
よって司法審査が及ばない

✳ 形式的には判断できそう

しかし

結局は裁判所が判断できない問題に行き着くから法律上の争訟にはあてられないという結論

テープコード

--	--	--

P296 ※蓮華寺事件

任職であること
(寺の代表者であること) の
確認の訴え

当事者間の具体的な
法律関係の存否に
関する訴え

↓
その判断のためには
懲戒処分の効果の判
断が必要

↓
そのためには宗教上の
教義・信仰の判断が
必要

↓
実質的には法令の適用に
よる終局的な解決に適し
ない
よって法律上の争訟にあた
らぬ、司法審査は及ばない

テープコード

--	--	--

